

特定非営利活動法人日本小児がん研究グループ(JCCG)賛助会員規定

(目的)

- 第1条 1. 本法人に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。
2. 賛助会員制度は、本法人に対する協力及び小児がんの臨床研究の推進に資することを目的とする。

本法人の主たる事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 小児がんの臨床研究を行うための基盤事業
- ② 小児がんの治療研究事業
- ③ 小児がんの診断、病態解明に関する研究事業
- ④ 国内外の小児がん臨床研究に関連する諸団体との連携事業
- ⑤ 教育・啓発活動等の事業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 機関紙、論文図書、ホームページ等による広報及び広告掲載事業

(資格)

- 第2条 賛助会員の資格を有する者は、本法人の主旨に賛同し、本法人の円滑な実施に協力するものとする。

(資格期間)

- 第3条 賛助会員の資格期間は、毎年4月1日に始まり、3月31日をもって終了する会計年度とする。但し、賛助会員からの申し出がない時は、自動的に継続する。

(賛助会員に対する事業)

- 第4条 本法人は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本法人に関する情報の提供
- (2) 本法人の行事等のご案内
- (3) その他の第1条の目的を達成するために必要な事業

(入会と会費)

- 第5条 1. 賛助会員になろうとする者は、本法人の所定の申込書にて入会するものとする。
2. 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

3. 賛助会員の年会費は年額50,000円とする。但し、年度途中の会費もその年度一期とする。

(退会)

第6条 賛助会員が退会しようとするときには、あらかじめ本法人に届け出て退会するものとする。

(除名)

第7条 本法人は次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げた又は妨げようとした賛助会員。
- (2) 会費の納入を怠った会員。
- (3) 故意または重大な過失により、本法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員。
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員。

(議決権)

第8条 賛助会員は正会員と異なり、当法人での議決権を有さないものとする。

(その他)

第9条 賛助会員について本規約に定めのない事項で必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則 本規約は平成28年3月6日より施行する。